

事業名	広聴活動費		
細事業名	県政モニター費	財務コード	003502
担当部課室	総合政策 部 広聴広報 課 広聴 担当 (内線)		1455

## 事業の概要

実施期間	始期 S37 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(直営)		
事業の目的	だれ(何)を対象に 満20歳以上の県民	その対象をどのような状態にして 無作為に抽出した400名を県政モニターとして登録し、アンケートを実施	結果、何に結びつけるのか アンケートを通じて、県民の意見等把握し、県の施策・事業に反映
	<p>事業概要</p> <p>国勢調査の満20歳以上人口をベースに、市町村ごとに県政モニター候補者数を算出(合計1,500名)各市町村が、割り当てられた候補者数を住民基本台帳から無作為抽出抽出したモニター候補者に登録を依頼し、同意が得られた者400名を県政モニターとして登録県政モニターに、年間計画に基づき、事業課が作成した施策や事業等に関するアンケートを実施アンケート結果を事業課が分析し、施策や事業の基礎資料として活用県政モニターに年間を通じてのアンケート回答実績に応じて謝礼を送付</p> <p>事業の内容 主にH27年度</p> <p>県政モニター数 (一般モニター:郵送希望者、インターネットモニター:インターネット希望者) 平成27年度:397人(内訳 一般モニター:332人、インターネットモニター:65人)</p> <p>アンケート実施件数 平成27年度:7件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物(ごみ)に関する調査</li> <li>・消費生活に関する調査</li> <li>・地球温暖化に関する調査、山梨の水に関する調査</li> <li>・県の広報活動に関する調査</li> <li>・森林環境税に関する調査、県民のスポーツに関する意識・活動調査</li> </ul>		
根拠法令等	県政モニター設置運営要綱		

## 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	26年度	27年度		28年度	29年度	事業目標の考え方	
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	アンケート調査件数	14	7	7	9	7	<p>目標設定の考え方</p> <p>予算では郵送料は5回分であるが、より多くのアンケートを実施するため、少なくとも2回は、1度に2件のアンケートを行うよう調整することとし、目標を7件としている。</p> <p>データの出典等</p> <p>過去のアンケート調査件数(実績値)</p>
	活動指標達成率 (実績値/目標値)		100.0%				
成果指標	アンケート回答率	72%	80%	80%	80%	80%	<p>目標設定の考え方</p> <p>アンケート結果の施策・事業への反映は数値化が難しいことから、アンケート回答率を成果指標とし、過去3カ年で最も高い80%を目標とすることとした。</p> <p>データの出典等</p> <p>過去のアンケート回答率(実績値)</p>
	成果指標達成率 (実績値/目標値)		100%				
決算額又は予算額 (千円) うち一財額	2,057		1,596	1,573	1,573	成果指標によらない成果	
所要時間(直接分)	1,000 時間		680 時間	800 時間	635 時間	アンケート結果の施策・事業等への反映は数値化が難しいが、アンケートを通じて把握した県民の声は、施策・事業等に確実に生かされており、開かれた県政の推進において、県政モニターは大きな成果を挙げている。	
所要時間(間接分)	0 時間		0 時間	0 時間	0 時間		
所要時間計	1,000 時間		680 時間	800 時間	635 時間		
人件費コスト 単位:千円 (@2,048円×所要時間)	2,048		1,393	1,638	1,300		

## これまでの事業の見直し・改善状況

- ・平成17年度～: より多くのアンケート調査を実施するため、1回の発送で複数のアンケート調査を実施
- ・平成27年度～: 経費節減及び回答率向上を図るため、県政モニターへの謝礼をグラフ誌「ザやまなし」からクオカードに変更

活動量と成果の判断(平成27年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか (「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)		
数値判定	活動量に係る一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価が異なる場合等に記載すること
H27年度活動指標の達成率		
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上) b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満) c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)  
 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)

(2) 事業は意図した成果を上げているか (「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定	成果に係る一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記載すること
H27年度成果指標の達成率		県政モニターの謝礼変更により、回答率が平成26年度の72%から平成27年度は80%に上昇するなど、アンケート調査の信頼性は年々増している。 このため、事業課は、県政モニターによるアンケート結果を、信頼できる基礎資料として、行政計画等の策定や施策方針の決定、事業執行のデータなどに活用しており、県政モニターは県民の声を生かした県政の推進に大きく寄与している。平成27年度には、新たな県政の指針となる総合計画を含め様々な計画や指針等の策定・改定にも生かされた。 これらの成果を、数値化して達成率を示すことは難しいものの、県政モニターはこれまでの見直しにより、最小の経費で事業として意図した最大の効果を上げていると考えている。
b	a	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上) b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満) d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

見直しの必要性(平成29年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部局評価結果)		
見直しの必要性	説明	以外の判断項目
有	今後も開かれた県政を進めるためには、県政モニターは継続して実施いくことが不可欠である。しかし、法改正への対応、業務量削減や経費節減に向けては、これからも不断の見直しに取り組んでいく。 具体的には、公職選挙法改正により、選挙権年齢が満18歳以上に引下げられたことに伴う県政モニターの資格要件の見直しや、個人情報保護に配慮する中で業務量を削減するための県政モニター登録者のナンバー化等である。 今後も、事業の適正化や効率化の観点からの見直しを継続しながら、県政モニターを実施して、県民の声の把握に努めていきたい。	e, i, k

・「以外の判断項目」の欄  
 a: 目的の達成 b: 新たな課題への対応 c: 対象の変化 d: ニーズの変化 e: 法律・制度の改正 f: 民間等実施 g: 市町村等へ移管 h: 外部委託  
 i: 経費節減 j: 類似事業と統合・連携 k: 所要時間の縮減 l: フロントの改善 m: その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説明	以外の判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

見直しの方向(平成29年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等 「見直しの必要性」と「見直しの方向」が異なる場合は、その理由も記載すること
予算要求時に記入 予算編成後に修正等	

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止(施設については「譲渡」)」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること  
 ・見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること

# 自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料

様式2

所属名: 広聴広報課

細事業名: 県政モニター費

調査番号: 1

事業の内容を細分化した業務名	具体的な業務プロセス(手順)	業務の時期(フロー)	H27所要時間(h)	H28所要時間(h)A	H29所要時間(h)B	縮減等B-A	具体的業務の見直しの内容	見直しに至った理由等(又は見直しなしの理由等)
1 県政モニター選定	モニター候補者抽出	12月	90	100	80	20	抽出方法等の改善	作業の効率化を図るため。
	モニター承諾依頼発送	1月	80	80	80	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
	モニター承諾者回答取りまとめ	2月	30	30	30	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
	モニター決定通知発送	3月	25	25	25	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
	経理事務	1~3月	10	10	10	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
(小計)			235	245	225	20		
2 アンケート調査	アンケート実施希望調査	2月	10	10	10	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
	調査票・回答票の作成補助	毎回	70	90	70	20	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
	インターネット用調査ページ作成・テスト	毎回	70	90	70	20	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
	アンケート調査の発送・配信	毎回	105	135	105	30	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
	アンケート集計・回答実績記録	毎回	70	90	35	55	回答用紙のコピー及びマスキング廃止	回答用紙の控えは不要であることから、県政モニターを番号で識別して回答実績を記録した後、事業課に回付するため。
	アンケート集計結果の公表	毎回	35	45	35	10	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
	経理事務	毎月	35	45	35	10	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
(小計)			395	505	360	145		
3 謝礼配布	謝礼のデザイン検討	11月	20	20	20	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
	謝礼の発注	1月	10	10	10	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
	謝礼の発送	3月	10	10	10	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
	受入簿管理	3月	10	10	10	0	なし	業務上必要なプロセスであり、最短の所要時間で処理しているため
(小計)			50	50	50	0		
所要時間(計)			680	800	635	165		

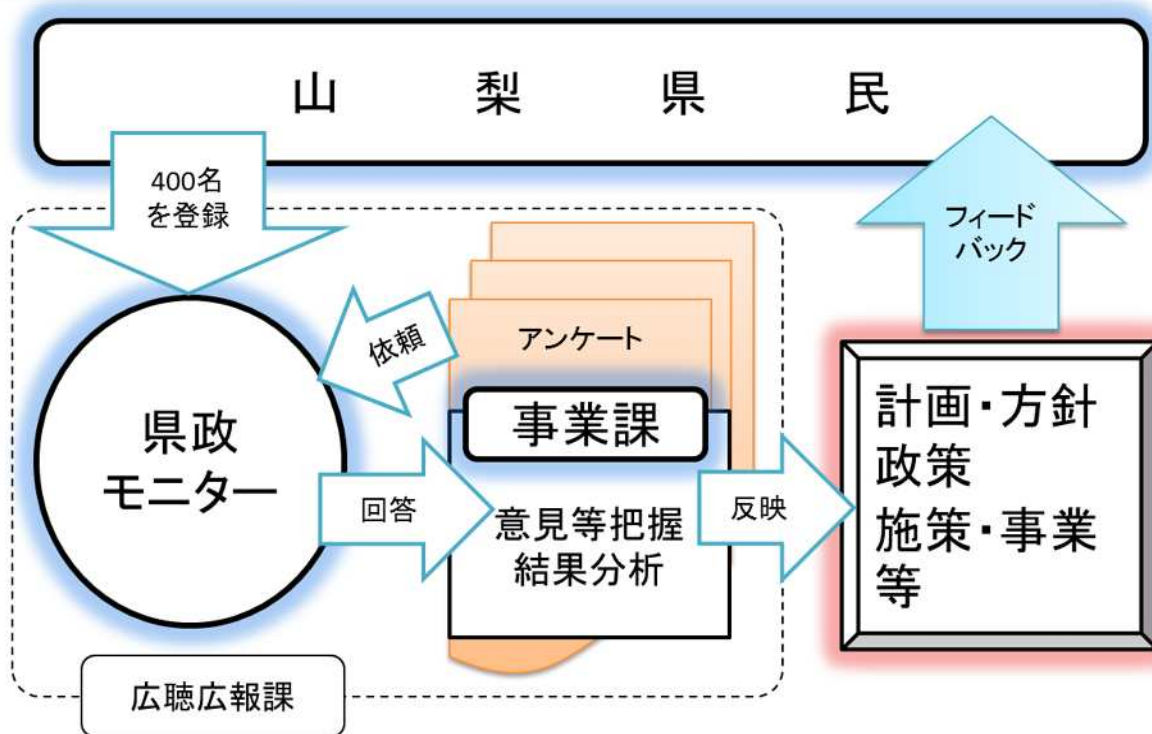
(留意事項)

- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートの「事業の目標、実施状況等」の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)

## 1 経緯

- 昭和 37 年 行政ニーズの多様化に伴い、県民からの自由で清新な意見を県政に反映させることを目的として創設  
定員 100 名（市町村からの推薦により選定）
- 昭和 48 年 一般公募制に移行、定員を 130 名に拡充
- 平成 5 年 県外モニター（50 名）制度を導入
- 平成 13 年 幅広い県民の声を県政に反映させるため統計学に基づき定員を 400 名に拡充  
選定方法を無作為抽出に変更  
県外モニター制度廃止
- 平成 15 年 一般公募制によるインターネットモニター（100 名）を導入
- 平成 22 年 一般公募制によるインターネットモニターを廃止  
モニター（400 名）の回答方法を選択制（郵送・インターネット）に変更

## 2 事業の概要



## 3 事業の意義

県と県民とを繋ぎ  
県民の声を県政に反映

必要性

統計学に基づき  
県民の平均的な  
意見を把握

信頼性

モニターの登録から  
アンケートの実施までを  
広聴広報課が一元的に運営

効率性

No	調査年月	課室名	調査名	反映した計画等	計画策定(改定)年	反映・活用した内容
1	H26.5	生涯学習文化課	文化芸術に関するアンケート調査	山梨県文化芸術振興ビジョン	H27.2策定	ビジョンにおける「現状と課題」に反映
2	H26.5	企画課	ユニバーサルデザインに関するアンケート調査	やまなしユニバーサルデザイン基本指針	H20.3策定	指針における「参考資料」に反映するとともに、施策の進行管理の基礎資料として活用
3	H26.6	環境整備課	廃棄物(ごみ)に関するアンケート調査	第2次山梨県廃棄物総合計画	H23.8策定	計画における「県民による主な取組事例」の進行管理用資料として活用
4	H26.6	広聴広報課	山梨県ホームページユーザー調査	山梨県ホームページ		ホームページリニューアル設計業務委託の検討資料として活用
5	H26.6	防災危機管理課	本県の防災体制に関するアンケート調査	山梨県地域防災計画	H26.10改定	「山梨県防災体制のあり方検討委員会」で資料として活用
6	H26.6	森林環境総務課	「山の日」「やまなしエコライフ県民運動」に関するアンケート調査	「山の日」及び「やまなしエコライフ県民運動」		各事業の進行管理の基礎資料として活用
7	H26.7	健康増進課	肝炎対策等に関するアンケート調査	第2次山梨県肝炎対策推進計画	H28年度策定	施策の進行管理の基礎資料として活用
8	H26.7	交通政策課	公共交通の利用に関するアンケート調査	バス交通ネットワーク再生計画	H28年度策定	計画に反映する「バス利用アンケート調査」の実設計用の検討資料として活用
9	H26.8	知事政策局	山梨県国土強靱化地域計画策定に関するアンケート調査	山梨県強靱化計画	H27.12策定	想定するリスク等の検討資料として活用
10	H26.10	消費生活安全課	食に関するアンケート調査	第3次やまなし食育推進計画	H28.3策定	計画における「現状と課題」に食の安全及び食育に関する県民意識を反映
11	H26.11	障害福祉課	障害者に関する意識調査	やまなし障害者プラン2015	H28.2改定	計画における「数値目標」に共生社会の理解促進率等の実績値を反映
12	H26.11	広聴広報課	県の広報活動に関するアンケート調査	広報誌、テレビ・ラジオ番組		広報誌や、テレビ・ラジオ番組のテーマ、内容、デザイン等の充実に活用
13	H26.12	新しい学校づくり推進室	平成26年度高校改革アンケート調査	県立高等学校整備基本構想	H32年度改定	構想の検討資料として活用するとともに、峡南地域新設校の学科案に反映
14	H27.1	スポーツ健康課	県民のスポーツに関する意識・活動調査	やまなしスポーツ推進プログラム	H26.2策定	施策の進行管理の基礎資料として活用

No	調査年月	課室名	調査名	反映した計画等	計画策定(改定)年	反映・活用した内容
1	H27.6	環境整備課	廃棄物(ごみ)に関するアンケート調査	第3次山梨県廃棄物総合計画	H28.3策定	計画における「県民による主な取組事例」に反映
2	H27.7	消費生活安全課	消費生活に関するアンケート調査	第3次やまなし食育推進計画	H28.3策定	計画における「現状と課題」に消費生活に関する県民意識を反映
3	H27.9	エネルギー政策課	地球温暖化適応策に関するアンケート調査	山梨県地球温暖化対策実行計画	H28年度改定	計画における「県の地球温暖化適応策」に反映
4	H27.9	森林環境総務課	山梨の水に関するアンケート調査	やまなし「水」ブランド戦略	H28.3策定	戦略における「現状と課題」に反映
5	H27.11	広聴広報課	県の広報活動に関するアンケート調査	山梨県広聴広報基本方針	H28.3策定	方針における「県民への県政情報の確実な伝達」等に反映
6	H28.1	森林環境総務課	山梨県森林環境税に関するアンケート調査	森林環境保全基金事業第2期計画	H28年度策定	計画における「現状と課題」に反映
7	H28.1	スポーツ健康課	県民のスポーツに関する意識・活動調査	やまなしスポーツ推進プログラム	H26.2策定	施策の進行管理の基礎資料として活用

## 県政モニター設置運営要綱

(趣旨)

第1 県政に対する県民の声を把握し、これを県の施策の基礎資料として県政に反映するため、県政モニター（以下「モニター」という。）を設置する。

(資格要件)

第2 モニターの対象は、山梨県内に在住している満20歳以上の者とする。

(モニターの登録)

第3 モニターは、第2の資格要件に該当する者の中から、地域、年齢及び性別に留意して選定する。

(1) 各市町村に依頼し、住民基本台帳等から無作為に抽出した者を候補者として、そのうち同意が得られた者をモニターとして登録する。

(2) モニター数は400人程度とする。

(任期)

第4 モニターの任期は、当該年度の4月1日から3月31日までの1年間とする。

(職務)

第5 モニターの職務は、次のとおりとする。

(1) 郵送、またはインターネットを利用して行うアンケート調査に回答すること。

(2) その他、モニターの設置目的を達成するために必要な事項に協力すること。

(費用負担)

第6 費用負担は、次のとおりとする。

(1) 郵送によるアンケート調査を希望するモニターの通信に要する費用は、県の負担とする。

(2) インターネットによるアンケート調査を希望するモニターが使用する機器に要する費用及びインターネット利用にかかる接続、通信等に要する費用は、各モニターの負担とする。

(結果の公表)

第7 アンケート調査結果は、集計・分析し、県ホームページ、新聞広告等により公表する。

附則

1 この要綱は、平成21年12月2日から施行する。